

特定非営利活動法人 ユニバーサル・レスキュー・ジャパン (Universal Rescue Japan)

この会員規約(以下「本規約」という)は、特定非営利活動法人ユニバーサル・レスキュー・ジャパン(以下「当法人」という)と、当法人の会員(以下「会員」という)との関係に適用する。

会員は入会手続きが終了した時点で、本規約を承認したこととする。

<会員規約>

第1条 (目的)

当法人は、各種救命サービスに必要なレスキュー(救出・救助・救急)の知識・技術の向上・普及を志す者に対して、学術の研修や技術の研鑽及び普及に関する事業等を行い、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。

第2条 (会員規約の適用)

当法人は、会員との間に本規約を定め、運営・管理を行う。また随時、当法人が発表する諸規約も、本規約の一部を構成するものとする。

第3条 (会員規約の変更)

本規約は、当法人が円滑な運営の為に必要だと判断された場合、理事会の議決を経て、変更することができる。

第4条 (会員の種別)

当法人は、次の4種の会員を定める。会員は、入会金(一律 1,000 円)と各会員それぞれに定められた年会費を当法人へ年度毎に納入しなければならない。

(1) 正会員 : 年会費 8,000 円

当法人の目的に賛同し入会した個人・当法人の総会における議決権を持つ。

(2) 一般会員 : 年会費 3,000 円

当法人の目的に賛同し入会した個人。

(3) 学生会員 : 年会費 1,000 円

当法人の目的に賛同し入会した学生。

(4) 法人会員 : 年会費 100,000 円(一口)

当法人に賛助するために入会した法人もしくは団体。

第5条 (入会手続)

入会を希望するものは、次の書類を当法人に提出し、受理された時点で手続を終了とする。

(1) 入会申請書

(2) 入会誓約書

(3) 入会金及び初年度年会費

第6条（入会の成立・拒絶）

入会は第5条に定める手続が終了し、当法人がこれを承認した時点で成立する。ただし、次の項目に該当した場合は、入会を認めない。

- （1）入会手続で偽名・虚偽の記載があった場合
- （2）入会希望者が本規約に反する恐れが強い場合
- （3）その他、当法人が不適當を認めた場合

第7条（会員の有効期限）

会員の有効期限は、入会時期に関わらず、申し込み手続きの完了した日から次の5月31日までとする。原則、会員の有効期限は6月1日～翌年5月31日となる。

第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号に該当した場合は、その資格を喪失する。

- （1）会費を支払わないとき、または半年以上滞納したとき
- （2）入会手続きで虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- （3）当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- （4）本規約に違反したとき
- （5）総会において除名されたとき
- （5）その他、当法人が会員として不適格と判断した場合

第9条（退会について）

会員は別紙に定める退会届を当法人に提出し、受理された時点で退会することができる。ただし、既に納入している会費は返金されない。また、本人が死亡、もしくは当法人が解散した場合は、退会届を提出していなくても、自動的に退会扱いとする。

第10条（会費等金品の不返還）

会員が当法人に既納してある会費及び寄付金などは、いかなる理由であっても返還しない。

第11条（個人情報の保護について）

会員が提出した会員申込書をはじめ、会員のプライバシーに関わる情報については一切公表しないこととする。情報は、個人情報保護法に則り厳重に管理する。

また、会員は当法人の活動中に知り得た他人の情報について、一切口外してはならない。